

13年ぶり48万業者超

許可業者数

24年度末 集計 新規は過去10年で最低

国土交通省は16日、2024年度末（25年3月末）時点の建設業許可業者数を発表した。総数は48万3700業者。底を打った17年度末（46万4889業者）から徐々に回復し、11年度末以来13年ぶりに48万業者を超えた。ただ24年度に許可を新規取得した業者は過去10年で最も少ない。許可の更新手続きを迎える業者が比較的少ない期間に重なり、廃業・許可失効も低水準となったことが総数増加の主因と言える。

総数は前年度末から4317業者増加。ピークだった1999年度末（60万0980業者）から2割ほど減っている。24年度の新規許可取得は前年度から微減の1万6164業者。2000年代以降で見ると13年度（1万5738業者）、11年度（1万6034業者）に次いで少ない。

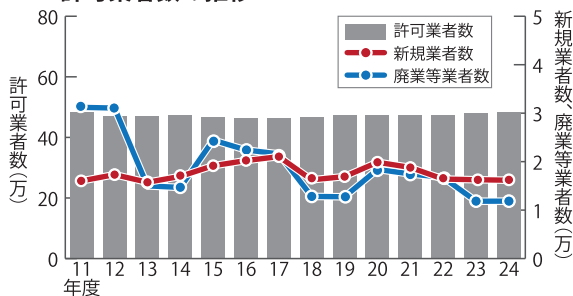
廃業・許可失効は24年度に1万1847業者。00年

代以降で最少だった23年度（1万1832業者）と同じ水準だった。実際に廃業を届け出たのは7252業者で例年とほぼ同水準。更新手続きを行わず自動的に失効したのは4595業者だった。

許可業者数のうち一般許可は45万8055業者、特定許可は4万9739業者。いずれも前年度末から1%前後増加した。資本金増減を29の業種区分別に見

階層別の増加数を見ると「200万円未満」が2606業者、「500万円以上1000万円未満」が2012業者と比較的小規模な業者の増加が目立つ。前年度末からの業者数の増減を29の業種区分別に見

許可業者数の推移



※許可業者数は各年度末（3月末時点）の数、新規業者数と廃業業者数は各年度の数

ると、増加は25業種で減少は4業種。増加数は多い順に「とび・土工」の2466業者、「解体」の2424業者、「内装仕上」の2288業者。減少数は「建築」の646業者が最も多い。複数業種の許可を受けている業者は54.0%と半数を超える。

建設業以外の事業を手掛ける兼業業者は14万3333業

木造住宅建築費指数を公開

経済調査会が
新規作成 21年以降に急伸

経済調査会（森北佳昭理

る。

事長）は、木造住宅の建築

費に特化した「木造住宅建

築費指数」を新たに作成し

公表する。民間の木造一戸

建て注文住宅の新築工事業

の動向を把握するのに役立つ

基礎データとして広く提

供する。2009年の数値

を「100」とした場合、

25年の指数は「140・1」

に達する。21年までは11

0台で推移しており、資材

価格の高騰を受け、この4

年で急伸したことが分か

同会ホームページ(<https://www.zai-keicho.or.jp/>)

の「積算資料ポケット版

WEB」で20日から公開す

る。過去17年の1棟当たり

建築費（本体工事業）を指

数化した。東京近郊エリア

に新築する2階建て・延べ

床面積約30坪の規模で、省

エネ基準適合の断熱等性能

等級4を満たす仕様で試算

した。

09年に1708万円だった

建築費はコロナ禍の21年

に1708万円だった

ころまで年1%程度の安定的な上昇を見せ、22年以降に上昇幅が急激に大きくなった。直近の推移は▽21年||建築費1996万円・指数「116・8」▽22年||2208万円・「129・2」▽23年||2261万円・「132・4」▽24年||2334万円・「136・6」▽25年||2393万円・「140・1」。

指数公開と同時に、1棟当たり建築費の総額と内訳費目ごとの額の経年推移データも提供する。木造住宅建設の関係者に向け客観的な建築コストの動きを可視化し、住宅取引の透明性向上などに役立ててもら

「下請」用語見直し検討

下請法改正受け建設業法で

国土交通省は、建設業法の条文などで使用される

「下請」という用語を見直すべきかどうか検討に乗り出す。今国会で審議されている下請法改正案では「下請事業者」を「中小受託事業者」「親事業者」を「委託事業者」に見直すなど、上下・主従関係のイメージを与える用語を刷新する。ほかの法律でも同じように対応すべきとの声が審議中にあり、対応を求められた格好だ。国交省は検討に当たって、建設業界の当事者

らに意見を聴取する機会を持つ考え。

見直しについて必要な検討を行う」と話した。

下請法改正案を審議した13日の参院経済産業委員会では、国交省の堤洋介官房審議官（不動産・建設経済局担当）が答弁した。堤審議官は、前置きとして「昨今、建設業界でも取引の相手方を『協力会社』や『パートナー』と呼称する動きがある」と説明。その上で「下請法改正案の趣旨を踏まえつつ、業界の意見も十分に伺った上で、建設業法における『下請』という用語の

見直しについて必要な検討を行う」と話した。

建設業法の条文を含む関係法令や各種ガイドラインには「元請負人」や「下請負人」という用語が多く使用されている。以前から業界に定着する用語であるだけに、見直しに踏み切るには業界関係者のコンセンサスが必要だ。

下請法は用語の見直しに合わせ法律の名称も変更する。通称を「中小受託取引適正化法（取適法）」として周知・広報する方向で検討している。同時改正する下請振興法は「受託中小企業振興法」と名称を変更し、略称に「受託振興法」を用いる案がある。「下請Gメン」という名称も、改正法の施行までに改称される予定。

建設業界の当事者らに意見を聴取する機会を持つ考え。

建設業法の条文を含む関係法令や各種ガイドラインには「元請負人」や「下請負人」という用語が多く使用されている。以前から業界に定着する用語であるだけに、見直しに踏み切るには業界関係者のコンセンサスが必要だ。

下請法は用語の見直しに合わせ法律の名称も変更する。通称を「中小受託取引適正化法（取適法）」として周知・広報する方向で検討している。同時改正する下請振興法は「受託中小企業振興法」と名称を変更し、略称に「受託振興法」を用いる案がある。「下請Gメン」という名称も、改正法の施行までに改称される予定。

建設業法の条文を含む関係法令や各種ガイドラインには「元請負人」や「下請負人」という用語が多く使用されている。以前から業界に定着する用語であるだけに、見直しに踏み切るには業界関係者のコンセンサスが必要だ。